

物品等売買契約標準約款

(総則)

第1条 受注者は、別冊の図面及び仕様書（以下「仕様書等」という。）に基づき、頭書の納入期限内に発注者に対して頭書の物件の納入を完了し、発注者は、その契約代金を支払うものとする。

(契約の保証)

第2条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号いずれかに掲げる措置を講じなければならない。この場合において、第4号に掲げる措置を講じたときは、直ちに当該措置に係る保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 契約保証金の納付に代わる担保となる措置であって、この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証が付されたもの
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 前項各号に掲げる措置に係る契約保証金（契約保証金の納付に代わる担保については、当該担保の価値）の額又は保険金額（以下「契約保証金の額等」という。）は契約金額の10分の1以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号から第4号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第16条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる措置を講じたときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる措置を講じたときは、契約保証金の納付を免除する。

5 契約金額の変更があったときは、契約保証金の額等が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、発注者は、契約保証金の額等の増額を請求することができ、受注者は、契約保証金の額等の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合には、この限りではない。

(契約の変更・中止等)

第4条 発注者は、必要があると認められるときは、受注者に通知して契約内容を変更し、又は物件の納入を一時中止させることができる。この場合において、納入期限又は契約金額を変更する必要があると認められるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 発注者は、前項の規定により納入期限の変更を行うときは、この物件の納入に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

3 第1項の場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、発注者は、必要な費用を負担しなければな

らない。

(受注者の請求による納入期限の延長)

第5条 受注者は、天候の不良その他受注者の責めに帰することができない理由により納入期限内に物件を納入することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に納入期限の延長を請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、納入期限を延長するとともに、当該納入期限の延長が発注者の責めに帰する事由による場合で、必要があると認められるときは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

3 前条第2項の規定は、前項の場合において準用する。

(一般的損害)

第6条 物件の引渡し前に、納入物件について生じた損害は受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰する理由により生じたものについては、発注者が負担する。

(納入の通知・検査及び引渡し)

第7条 受注者は、物件を納入しようとするときは、直ちに納品書その他の方法によりその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により納入の通知を受けたときは、その日から10日以内に受注者の立会いの上、発注者が検査を行うものとして定めた職員により、物件の検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の規定による検査に合格したときは、遅延なく当該物件の引渡しをしなければならない。

4 第2項の検査の結果、不合格品があるときは、受注者は、直ちに取り替え又は補修等を行い、再検査を受けなければならない。この場合において、物件の納入及び再検査等については前各項の規定を適用する。

(契約代金の請求)

第8条 受注者は、第7条第2項の規定による検査に合格し、引渡しをしたときは、契約代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から30日以内に契約代金の支払をしなければならない。

(分納の請求)

第9条 発注者は、必要と認められるときは、受注者に通知して、頭書の納入期限内において当該物件の分納を請求することができる。

2 第7条の規定は、前項の分納について準用する。

(部分払)

第10条 受注者は、前条の規定により分納した場合において、その既納部分が全体の10分の3を超えたときは、その既納部分の契約代金相当額について部分払を請求することができる。

2 前項の規定による部分払の請求は、1月に1回を超えてすることができない。ただし、契約の履行期限の属する月においては、これをしないものとする。

3 部分払金の支払の時期は、第1項の規定による請求を受けた日から14日以内とする。

(契約不適合責任)

第 11 条 発注者は、納入された物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその物件の修補、代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものではないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 発注者は、第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 物件の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約の目的を達成することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの規定に基づく催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第 11 条の 2 発注者は、納入された物件について、第 7 条第 3 項の規定による引渡しを受けた日から 1 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、契約金額の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示し、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が、第 1 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この条において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法により請求等を行ったときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第 1 項に規定する請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合について、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意または重過失により生じた場合には適用せず、契約不適合に係る受注者の責任については、民法の定めるところによるものとする。

6 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 発注者は、第 1 項の規定にかかわらず、物件の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、その旨を受注者に通知しなければ、当該契約不適合についての請求等はできない。ただし、受注者が物件に契約不適合があることを知っていたときは、この限りではない。

8 発注者は、引渡された物件の契約不適合が仕様書等の記載内容又は発注者の指示若しくは貸与品等の性状により生じたものであるときは、当該契約不適合を理由とした請求等はできない。ただし、受注者

がその記載内容又は発注者の指示若しくは貸与品等の性状が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

(履行遅延の場合における遅延利息)

第12条 発注者は、受注者がその責めに帰する理由により納入期限内に物件を納入することができないときは、遅延利息の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の遅延利息は、遅延日数に応じ、契約金額（第9条の規定による引渡部分があるときは、当該部分に係る契約金相当額を控除した金額）につき年パーセントの割合で計算して得た金額とする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

3 発注者は、前項の遅延利息を、契約代金より控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。

4 受注者は、発注者の責めに帰する理由により、第8条第2項及び第10条第3項の規定による契約代金の支払が遅れたときは、遅延日数に応じ、未受領金額につき年パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に請求することができる。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

(検査の遅延の場合における遅延利息)

第13条 発注者は、その責めに帰する理由により、第7条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、第8条第2項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、当該遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前条第4項の遅延利息を支払わなければならない。

(発注者の解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 受注者又はその使用人が、発注者の指示に従わず、職務の執行を妨げたとき。

(2) その責めに帰する理由により納入期限内に物件を納入する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 発注者は、前項に規定する場合のほか、受注者（第1号から第5号までに掲げる場合にあっては、受注者又はその支配人（受注者が法人の場合にあっては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは、この契約を締結する事務所の代表者））が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6

- 号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
 - (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
 - (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
 - (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
 - (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
 - (7) 物件の納入ができないことが明らかであるとき。
 - (8) 受注者がこの契約の目的の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (9) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約の目的を達成することができないとき。
 - (10) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約の目的を達成できない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (11) 第7号から前号までに掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項に規定する催告をしても契約の目的を達成するに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (12) 受注者が第18条第1項又は第2項に規定する理由によらないで、契約の解除を申し出たとき。
- 3 発注者は、前2項に規定する場合のほかこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下この条において「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令において受注者又は受注者を構成員に含む事業者団体(以下この項及び次項において「受注者等」という。)に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされている場合において、受注者等に対する当該排除措置命令が確定したとき(受注者が当該排除措置命令の名宛人となっていない場合にあつては、当該排除措置命令の名宛人に対する当該排除措置命令の全てが確定したとき。)
 - (2) 独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令において受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされている場合において、受注者に対する当該納付命令が確定したとき(受注者が当該納付命令の名宛人となっていない場合にあつては、当該納付命令の名宛人に対する当該納付命令の全てが確定したとき。)
 - (3) 受注者が公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令について抗告訴訟を提起した場合において、その訴えについての請求を棄却し、又は訴えを却下する裁判が確定したとき。
 - (4) 受注者又は受注者の代理人、使用人その他の従業者(受注者が法人の場合にあつては、その代表者又はその代理人、使用人その他の従業者)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは

第198条の罪又は独占禁止法第89条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

第15条 発注者は、前条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。
- 3 発注者は、前条各項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、同条の規定による契約を解除することができない。

(違約金)

第16条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の10分の1に相当する金額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を違約金として、発注者の指定する期間内に受注者から徴収する。ただし、各号に定める場合（第2項各号に該当する場合は除く）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは徴収しない。

- (1) 第14条第1項から第3項の規定により物件の納入前にこの契約を解除したとき。
 - (2) 物件の納入前に受注者がある債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産手続開始の決定があった場合における同法の破産管財人
 - (2) 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の決定があった場合における同法の管財人
 - (3) 受注者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の決定があった場合における同法の再生債務者等
- 3 発注者は、第1項の違約金を、契約金額より控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。
- 4 第1項の場合（第14条第2項第1号から第6号まで及び第3項の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第2条第1項第1号から第3号までの措置が講じられているときは、発注者は、契約保証金又は契約保証金の納付に代わる担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(損害賠償)

第17条 発注者は、第14条の規定によりこの契約を解除した場合又は前条第2項各号に掲げる者によりこの契約が解除された場合において、同条の違約金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償金として、受注者から徴収する。

- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは請求できないものとする。
- (1) この契約の物件に契約不適合があるとき。
- (2) 第14条第1項又は第2項の規定により、物件の納入後にこの契約が解除されたとき。
- (3) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であると

き。

(受注者の解除権)

第 18 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第 4 条第 1 項の規定により契約内容を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第 4 条第 1 項の規定による物件納入中止の期間が納入期間の2分の1以上に達したとき。

3 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当した場合において損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは請求できないものとする。

(1) 第 1 項又は第 2 項の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

4 受注者は、第 1 項又は第 2 項に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、同項の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第 19 条 発注者は、この契約が物件の納入前に解除された場合においては、発注者は、物件の既納部分に対する契約代金相当額を支払わなければならない。

2 物件の納入後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については、発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して定める。

(契約保証金の還付)

第 20 条 契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われている場合において、受注者がこの契約を履行したとき又は第 14 条第 2 項、同第 3 項、第 15 条第 1 項、第 18 条第 1 項若しくは第 2 項の規定によりこの契約を解除したときは、受注者に還付するものとする。

(遅延利息の徴収等)

第 21 条 発注者は、受注者がその責めに帰する理由によりこの契約に基づく違約金又は損害賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、その支払わない額に当該期間を経過した日から支払の日まで年　　パーセントで計算した遅延利息を徴収する。

2 受注者は、発注者がその責めに帰する理由によりこの契約に基づく契約代金（第 10 条の規定による部分払及び第 19 条の規定による既納部分に対する契約代金相当額を含む。）又は損害賠償金を指定の期間内に支払わないときは、その支払わない額に当該期間を経過した日から支払の日まで年　　パーセントで計算した遅延利息を請求することができる。

3 発注者は、受注者がこの契約に基づく違約金又は損害賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、その支払わない額に第 1 項の遅延利息を付した額と、発注者の支払うべき契約代金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

4 発注者は、この契約に基づく違約金及び損害賠償並びに第 1 項の遅延利息に関し、これらの債権の保

全上必要があるときは、受注者に対し業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告書若しくは資料の提出を求めることができる。

- 5 発注者は、受注者が前項の規定に違反して、質問に応ぜず、若しくは虚偽の応答をし、若しくは報告等をせず、若しくは虚偽の報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、当該債権の全部又は一部について履行期限を繰り上げることができる。

(その他の協議事項)

第 22 条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。